平成２１年（フ）第９４９６号
大阪市住吉区万代４丁目９番16号　クレール帝塚山303号
債務者　西井こと橋本こと　崔　　昌美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５１５号
大阪府交野市天野が原町４丁目28番８号
債務者　天野　妙子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５４１号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目５番３号　香風荘16号
債務者　塩川　佳延
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５７２号
大阪府豊中市服部南町３丁目３番20号
債務者　河原千代子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５９６号
大阪府吹田市山田東１丁目10番34号
債務者　上杉美由紀
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６２７号
大阪府吹田市五月が丘北２番52―201号
債務者　吉田セツ子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７０３号
大阪市浪速区幸町２丁目３番15―601号
債務者　新島　豊子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７３５号
大阪府吹田市岸部北４丁目１番15―401号
債務者　川邊　康代
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７４０号
大阪府東大阪市鴻池徳庵町２番15―116号
債務者　林　　初美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７４３号
大阪府寝屋川市香里南之町１番１号
債務者　小林　　彩（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７４６号
大阪市住之江区北加賀屋２丁目９番７号
債務者　山本　知生
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７５０号
大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ａ―815号
債務者　横野　裕美
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７５２号
大阪府箕面市粟生間谷東５丁目15番４号
債務者　佐藤　美栄
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７６５号
大阪市西淀川区姫島４丁目８番27号　萩田マンション401号室
債務者　小林　玉路
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７６７号
大阪市城東区諏訪４丁目11番29号
債務者　子師キミ子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７７２号
大阪府池田市建石町８番４―402号
債務者　青木　良子（旧姓加集）
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７７６号
大阪府茨木市上穂積２丁目12番49号
債務者　清水　禮子
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７７７号
大阪府守口市北斗町１番５―302号
債務者　立本　利春
1　決定年月日時　平成21年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部